

緊急臨時の医師派遣事業の見直し

① 派遣期間の上限の撤廃（医師少数区域に限る）

医師少数区域への派遣を進めるため、医師少数区域に所在する医療機関に限り、過去の派遣期間をリセットし、派遣期間の上限（2年間）を撤廃する。

医師少数区域	10圏域	南檜山・北渡島檜山・北空知・日高・富良野・宗谷・北網・遠紋・釧路・根室
医師中間区域	9圏域	南渡島・後志・中空知・南空知・西胆振・東胆振・上川北部・留萌・十勝
医師多数区域	2圏域	札幌・上川中部

※ 北海道医師確保計画に定める区域

② 報償費単価の見直し（医師少数区域に限る）

医師少数区域への派遣を進めるため、医師多数区域からの派遣に限り、派遣元に支払う報償費の単価を引き上げる。

区分	報酬額（1日あたり）	うち道支出額			
		現行	改正後	現行	改正後
医師多数区域から	累計2年以下	5万円	10万円	5万円	10万円
医師少数区域への派遣	累計2年超	5万円	10万円	2.5万円	7.5万円
上記以外の派遣 (現行と同じ)	累計2年以下	5万円	(変更なし)	5万円	(変更なし)
	累計2年超	5万円	(変更なし)	2.5万円	(変更なし)

※ その他

医師派遣の必要性に係る要件の一つとして、現在「人口10万人対医師数が全道平均を下回る二次医療圏」としているが、今回の見直しに合わせ、「医師多数区域以外の圏域」とする。(医師多数区域は、札幌圏域と上川中部圏域であり、実質的には従前の制度と変更なし。)